

マージン率等の公開資料



RELIABLE

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します。
※令和 5年 6月末現在

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	新宿オフィス
拠点の所在地	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング 45F

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
185	11	17,680	12,860	27.26%

- マージン率とは
派遣先より株式会社リライアブルに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

- マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用会社運営経費を差し引いた利益	

2. 教育訓練に関する事項

- ・ 情報セキュリティ教育
- ・ 人材派遣のシステム(基礎的なもの)
- ・ パソコン研修(初級、タイピング基本編)
- ・ ビジスマナー教育
- ・ 各種パソコン研修
- ・ パソコン研修(関数入門・中級編)

3. キャリアコンサルティング相談窓口について

<キャリアコンサルティング代表窓口> 03-5361-7015

4. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・ 労使協定の締結可否	: 締結済み
・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
・ 労使協定の有効期間の終期	: 2025年3月31日